

## WGテーマ 3

<テーマ 3> 駐在員事務所ライセンスの許認可手続きに関する規定の改正  
背景：

2018 年に開催された第 12 回官民合同対話の結論（※）及び「外国法人の駐在員事務所設立・管理に関する MPI 大臣合意（2018 年 7 月 30 日付、No. 1815/MPI）」においては、第 1 種の駐在員事務所のライセンスは、1 回につき 1 年間、最大 3 年間まで延長が可能とされているが、その 3 年経過後も申請・許可を受ければ、さらに 1 回 3 年まで延長が可能とされているにも関わらず、実態としては 1 年ごとに毎年申請して許可を得ており、運用が不明瞭である。また、同 MPI 大臣合意では、申請はライセンス期限終了 30 日前に MPI に申請することが規定されていることから、規定に従って申請するも、許可手続きが遅く、ライセンス期限が切れた後に許可されるため、無許可状態の期間が発生してしまう。

（※）日本側より、2018 年中に許可を受けている駐在員事務所に関し、2022 年度以降の手続きは「2022 年度中に延長申請を行ったのち、最大 3 年間の設置許可を得た場合、その後 3 年間経過後も同様の手続きを経ることで期限延長が可能か」をラオス政府側に確認したところ、ラオス政府側より「日本側の認識に誤りはない」旨回答があったもの。

議論の概要：

### 日本側

WG では本課題に対する案として、ライセンスのさらなる延長期間である、1 回当たり 3 年という制限及び現在の運用である毎年の申請を廃止し、1 回のライセンスで期間を無期限とすることを要望したところ、ラオス政府側からは、駐在員事務所はラオスへの投資に貢献する存在であることは理解しており、現在の法令は駐在員事務所の目的に沿わない活動を阻止するためにあり、2023 年の投資関連法令の改定で、真面目に活動している駐在員事務所は手続きを円滑化するなど何らかの措置が出来るよう検討したいとの回答があった。これについて、その後の検討の進捗状況はいかがか。

### ラオス側

現状の法制度は課題があることは認識。指摘があったとおり、毎年更新が必要な点や、更新手続きに時間がかかる点も課題であり、関係者で検討した結果、法令の改正を行うこととした。日本以外の国からも本件に関しては意見を頂戴している。改正内容については他国の例も参考にしたい。なお日本側から頂いた、

現在のような駐在員事務所の種別の分け方、認可・更新の条件、許可の手続き、駐在員事務所の管理のあり方の4点について、要望を承った。頂いた要望・意見は法改正の際に役立てたい。

#### 日本側

日本側の要望・意見について理解頂き感謝。法改正を含めた対応策をいつまでに行うのかという点、海外投資に関しては世界情勢の変化の速度を鑑みるとタイムスケジュールは非常に重要であるところ、この点はいかがか。

#### ラオス側

期限も含めて今後検討して参りたい。

#### 日本側

毎年の申請は、作業も繁雑で労力がかかる。先のビジネスの検討にも影響する。緩和する方向で検討頂きたい。また、法令がどの時期までに改正されるのかは是非お聞きしたい。

#### ラオス側

日本側の提案に感謝。近隣国にも遅れを取らないよう、同様の許認可制度を確認しながら進めたい。改正法は2023年末の国会承認を目指しているが、確実な時期は現在の手続き状況の確認が必要。ラオスの経済社会開発に向けて、また近隣国から遅れを取らないために、我々も本件は早く進めたいと考えている。

#### 日本側

タイムフレームの目処については、既に活動を行っている企業、これから進出を検討している企業にとっても将来の計画が立てやすくなり、ラオス政府にとっても結果的にメリットとなるため、非公式などどのような形式でもよいので随時お知らせ頂きながら、対応を進めて頂きたい。